

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正概要について

1 個人情報の定義の明確化

個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化された。

2 要配慮個人情報の取扱い

本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が「要配慮個人情報」と定義された。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」が「非識別加工情報(民間事業者が保有する個人情報を加工したものは「匿名加工情報」という。)

と定義され、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報を事業者に提供する仕組みが導入された。

4 罰則

非識別加工情報の仕組みが導入されたことに伴い、不正な目的で非識別加工情報が利用・提供された場合の罰則の対象に非識別加工情報等の取扱いの受託者等が追加された。